事例No.	331
公表年度	H28
団体の属性	一般市
団体名	徳島県三好市

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・公共施設活用

事例種類	民間活用

事例内容・タイトル

「PFI方式（BTO）による浄化槽整備・維持管理業務の実施」（特定地域生活排水処理事業）

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

○ 事例名等

事例名	PFI方式(BTO)による浄化槽整備・維持管理業務の実施
団体名	徳島県三好市
事業名(事業区分)	下水道事業(特定地域生活排水処理事業)
法適用区分	非適用

○団体及び事業の概要

行政区域内人口(人)	28,028	行政区域内面積(㎢)	721.42
供用開始年月日	平成16年4月30日	処理区域内人口(人)	1,590
処理区域内面積(ha)	9,955.0	施設利用率(%)	100.00
職員数(人)	1	営業費用(千円)	34,245
営業収益(千円)	29,123		

※表中の計数はH28年3月末時点

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

三好市は、平成18年3月、近隣6町村が合併し誕生した。

合併した6町村の内、旧井川町においては、平成16年度から市町村設置型(直営方式)、旧山城町においては、平成17年度からPFI方式(BTO)による市町村設置型を実施し、他の4町村については個人設置型にて浄化槽整備を行ってきた。しかし、個人設置型では整備スピードが遅く、市町村設置型(直営方式)では事務量が多くなることから、全市へのPFI方式(BTO)による市町村設置型の導入を検討してきた。

ア. 浄化槽設置基数の推移

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
整備基数	101基	96基	71基	106基

※少子・高齢化、人口減の中で、過去3年間は浄化槽設置基数が減少傾向だったが、平成27年度からPFI方式導入により整備基数が増加し、生活排水処理率の向上に繋がった。

(2)検討を開始した契機・導入過程

PFI導入については、旧山城町で導入事例があり、個人設置型と比しても整備スピードが速く、事務量も直営方式と比しても格段に少なく、また、適正な維持管理が行えてきた実績がある中でのPFI方式の検討となった。特に、市長の生活排水の適正処理への思いれも強く、旧山城町の事例が大きな参考になってきた。取り組みは生活排水処理の担当課である環境課が担当し、住民意向については、個人設置型の設置状況や市町村設置型(直営方式・PFI方式)において、毎年、一定の整備実績があったこと、さらには、旧山城町の事例から、PFI方式の場合、浄化槽設置時における個人負担が少なく、個人設置型以上に整備が進んだことなどから、相当数は見込めるものと判断した。また、市議会においても、旧山城町の実績からPFI方式を検討すべきとの質問も行われてきた。

No.	内　　容	期間・期日	備　　考
1	ＰＦＩ手法実行実現性検討（ＦＳ）業務委託	平成26年4月17日～7月10日	ＰＦＩ方式に優位性がある旨報告
2	実施方針公表	10月6日	
3	実施方針に関する質問受付	10月6日～10月28日	質問件数０
4	実施方針説明会開催	10月24日	8者出席
5	実施方針改定版公表	10月31日	浄化槽所有権の移転について文言整理
6	特定事業選定委員会（市内部委員会）	11月19日	浄化槽市町村整備推進事業をＰＦＩ事業として実施することが適当と判断
7	事業者募集要項公表	12月10日	
8	募集要項に関する質問受付	12月11日～12月17日	質問件数1者4件

No.	内　　容	期間・期日	備　　考
9	募集要項説明会	12月16日	7者出席
10	募集要項に関する質問回答及び公表	12月22日	
11	参加申込締切（参加表明）	12月22日	申込1者（1企業グループ）
12	参加資格審査及び資格確認通知の発送、公表	12月26日	申込1者（1企業グループ）の参加資格を確認
13	応募者との個別対話	平成27年1月8日	申込1者（1企業グループ）と対話
14	企画提案者提出期限	1月23日	申込1者（1企業グループ）から提案書提出
15	優先交渉権者の決定	2月5日	
16	優先交渉権者との交渉協議	2月6日～	
17	本事業の基本協定の締結	2月9日	
18	本事業の仮契約締結	2月16日	
19	本事業の契約に関する議会の議決	2月議会	
20	事業開始	4月1日	

2．取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい

PFI方式の導入により、民間の営業力、資金力、技術力を活かし、整備スピードが速まるとともに、生活排水処理という、生活に密着した課題への対応であり、浄化槽整備及び維持管理は、市内の事業者でも参入できる事業であるため、市内事業者のビジネスチャンスであり、市内事業者がPFI事業者になれば、市内経済の活性化も期待できる。また、市町村設置型であるため、適正な管理が行えるとともに、職員の事務量も大幅な削減が可能となる。

(2)効果

結果的に、市内事業者のグループがPFI事業者となったことから、これまで、個人設置型における浄化槽工事は、補助基数の60%程度が市外業者が工事を行っていたが、100%市内業者が工事を行うようになった。

また、PFI事業者の事務所も市内に構え、常時雇用の労働者2人を雇用しているとともに、PFI事業者構成員に市内の資材販売店が加わっており、工事における大部分の資材を、市内業者からの購入となっている。

さらに、浄化槽自体は市有財産であり、使用料収入により適正な維持管理が行えており、法定検査は100%の受検とともに、その検査結果は県内平均を上回っている。財政的には、PFI方式による浄化槽整備費の抑制及び浄化槽事務担当職員（2人→1人）の減員により、10,000千円程度の削減効果が生まれている。

3．他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点

生活排水処理、浄化槽事業という生活に身近な事業であるため、市内事業者の参画も可能であり、さらに、市内事業者がPFI事業者になった場合は、身近な事業者が工事、維持管理を行うため、市民サイドからは安心感を持ってもらえる。

また、ビジネスチャンスを活用できれば、市内経済にも好影響をもたらす。そのためには、市内事業者が浄化槽整備をPFI方式で行うメリットやデメリットなどを理解することが重要になってくる。三好市の場合は、民間事業者レベルで早くから勉強会が行われており、PFIへの一定の理解はあったようで、施工業者、維持管理業者、資材業者でグループが構成されていた。浄化槽事業にPFI方式を導入する場合は、地元事業者と意見交換を行う等の取り組みも必要と思われる。

(2)今後の課題等

三好市の場合、山間部に家屋が点在しているため、家庭等の理由で、今後、市町村設置型で浄化槽を設置した家屋の住人が転出等をする場合が予想される。その場合、使用休止とし管理費は発生しないが、利用されない浄化槽が存在することとなり、市有財産が有効活用されない事態が発生する。その場合の有効利用について、現段階では手法が確立されていない。地方創生も加味しながら、有効利用策について検討が求められている。

〇問合せ先

担当課	三好市環境福祉部環境課		
TEL	0883-72-3436	MAIL	s-oonishi_03@city.tokushima-miyoshi.lg.jp